福井市告示第１８３号

　福井市市税賦課徴収条例（昭和２５年福井市条例第３９号）第８条の２第１項の規定に基づき、令和６年福井市告示第２９号において別に告示で定めることとされている期日のうち、富山県並びに石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町に法人税の納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）を有する法人の市民税に係るものについては、次のとおりとする。

　　令和６年７月５日

福井市長　西　行　　茂

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる申告等の期限 | 指定する期日 |
| １　法人の市民税に係る期限のうち、令和６年１月１日から同年７月３０日までの間に到来するもの | 令和６年７月３１日 |
| ２　１に掲げるもの以外の期限 | 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）又は福井市市税賦課徴収条例に指定する期日 |